

3 月 7 日 (火)

(第 2 日)

令和5年第1回高森町議会定例会（第2号）

令和5年3月7日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問について

議席	氏 名	事 項	要 旨
2	津留 智幸	公民館活動の活性化に向けた環境整備	①公民館活動に参加する事で得られる健康面（精神・身体）の具体的な効果 ②電子図書館開設に向けた住民へのアンケート結果の紹介と進捗状況 ③10ギガバイトの回線が各公民館に繋がった場合、災害時避難所運営等において現状に増して得られる効果や安心感、また多様なコンテンツ展開で老若男女が利用する 『公民館アミューズメントパーク』が実現する可能性について問う
		認可地縁団体制度の導入について	各集落が所有する財産（山林・原野・土地・建物等）の維持管理において、高齢化・住民の減少等により登記や所有権などをめぐる様々なトラブルが生じている。その問題を解消するための制度『認可地縁団体』について問う
4	牛嶋 津世志	公営住宅入居要件に保証人 保証人規定の見直し	①町営住宅入居規定は、その他必要な要項 ②高齢化が進み独居老人が増えることが予想される、見直しの必要性

	移住定住の現状	①町外からの移住定住の状況 町外への移住状況
	移住定住促進事業の成果	②空き家を町が借り上げ改修後貸付予算の成果
	ふるさと納税活用事業	③空き家対策に活用できないか

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	後藤 巖 君	2 番	津留 智幸 君
3 番	後藤 清治 君	4 番	牛嶋 津世志 君
5 番	後藤 三治 君	6 番	芹口 誓彰 君
7 番	立山 広滋 君	8 番	本田 生一 君
9 番	田上 更生 君	10 番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	草村 大成 君	総 務 課 長	馬原 恵介 君
教 育 長	佐藤 増夫 君	健康推進課長	住吉 勝徳 君
生活環境課長	津留 大輔 君	政策推進課長	岩下 雅広 君
建 設 課 長	岩下 徹 君	住民福祉課長	阿蘇品 かおり さん
農林政策課長	後藤 一寛 君	会 計 課 長	今村 親助 君
教育委員会事務局長	緒方 久哉 君	T P C 事務局長	二子石 誠 君
教育委員会審議員	村上 純一 君	課 審 議 員	石橋 良介 君
建設課審議員	高崎 康誌 君	住民福祉課審議員	石田 昌司 君
生活環境課財産管理係長兼町民支援係長	植田 雄亮 君		
総 務 係 長	馬原 孝平 君	建設課水道係長	山田 耕生 君
財 政 係 長	木村 允哉 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	荒牧 久 君	議会事務局係長	篠田 江吏子 さん
--------	--------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、税務課長、眞原友紀君からは欠席届が出ておりますので御報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、皆さま方のお手元にあるタブレット内にご覧いただけますのでよろしく御覧をいただきたいと思いますし、一般質問の内容につきましてもタブレット内に記載してございますので、御覧をいただきながら進めてまいりたいと思います。

お諮りします。お手元に配付しております日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。

それでは、高森町議会運営基準を遵守し、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（佐伯金也君）日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）おはようございます。2番、津留智幸です。よろしくお願いします。

3月過ぎまして、ようやく厳しかった冬が少し遠ざかって、新しい良い季節を迎えようとしております。朝晩はまだ冷えますが、日中は大分陽気も暖かくなって、住民の皆さんもそれぞれ精力的に活動ができる時候となりました。今回はそういった住民の皆さんが今ある公民館を積極的に利用して、こういった健康面、それから精神面でもそうですけども、有意義な生活、暮らしやすい生活、楽しい生活を送れるか、そのことについて問うてまいりたいと思います。主に2つの項目について今日は質問します。

まず1つ目は、公民館活動の活性化に向けた環境整備ということで、これまでいろんなハード面において環境が整ってまいりましたので、それを生かしたこういった取り組みが可能なのかを問うてまいります。

2つ目に、これはそれぞれの集落で共有していらっしゃいます財産管理について、様々な問題が浮き上がってまいりました。それに対してどう次の世代につないでいくか、そういった件に関してこういった方策があるのかを問うてまいりたいと思

ます。

まず最初に、公民館活動の活性化に向けた環境整備ということで、もうそれぞれの家庭にこういったパンフレットが配付されていると思います。介護基盤緊急整備特別対策事業ということで、高森町内全ての公民館がリニューアル、また新築されてすばらしい設備が整ってまいりました。現在、公民館を利用して様々な活動、健康面であったり、文化面であったり、趣味の面であったり、様々な活動が行われております。皆さんも御承知のとおり、やはり外に出て人と会って、いろんな活動することによって健康面の充実が図られるということで、御承知のとおりと思いますが、改めて具体的にどういった面においてその効果が出てくるのか、住民の皆さんにとって精神面であったり、健康面であったり、どういった効果があるのか、具体的な効果を健康推進課長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐伯金也君）健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）おはようございます。2番、津留議員の質問に対してお答えをいたします。

現在、41か所の公民館等で様々な活動が行われております。百歳体操やボッチャ等が週1回実施されております。コロナ禍で思うような活動ができない時期がある中で、参加者の方々は毎回楽しく活動をされているのが現状であります。

さて、健康面の具体的効果ということですが、公民館を改修し始めまして、毎年年度当初の4月から5月にかけて、阿蘇温泉病院と連携して体力測定というのを実施しております。その結果を通いの場の参加者たちに報告し、百歳体操等を実施しています。半年後、またその体力測定を実施して、数値がどのように変化したかをグラフ化して、参加者の皆さまに説明をしております。数値がよくなった方もおられました。そのことで参加者方のモチベーションも上がったというふうに思われます。

参考までに、実際どのような測定をしているかと言うと、5項目の測定がございます。まず1つ目、目を開けた状態で片足で立っていることができる時間、2つ目に椅子に座った姿勢から立ち上がって3メートル歩いてターンをして戻ってくる時間、3つ目、5メートルを歩く時間、4つ目、5メートルをできるだけ速く歩く時間、5つ目、椅子に座った状態で手を垂らして握力計を握る握力の測定の5項目がございます。令和5年度から新たに理学療法士の資格を持つ集落支援員を1名新規で配置をいたします。また、介護支援専門員の資格を持つ集落支援員1名の2名を中心に全ての公民館を計画的に回り、体操指導や体力測定を半年に1回必ず実施し、その体力測定の結果を医学療法士等の専門的な知識をもってアドバイス等を実施してもらうことで、個人ごと、ましてや公民館ごとでどのような結果が出ているのか

等を集計をしていきたいというふうに考えております。また、この結果のアドバイスは、せっかく公民館Wi-Fiとかテレビがありますので、テレビ会議システムを活用したりリモートで行うことで、職員の移動時間短縮とともに、高齢者の方々にICT機器の日常的な活用をつなげたいと考えております。ただ体操を行うのではなく、数値を見える化することで参加者自身の健康状態も把握することができる大変有意義な公民館活動を実施することができます。そのような活動が町全体の介護給付費の抑制にもつながり、誰もがより長く元気に生活できる健康寿命の延伸に向けた取り組み等を今後さらに実施していきたいと考えております。

これは最後に参考までになんですが、公民館大衆活動が活発に始まる前の平成30年度と、令和3年度の医療費を比較してみますと1人当たりの医療費は下がっております。また、介護給付費も下がっております。これは公民館活動の成果ではないかと思っております。

以上です。

○議長（佐伯金也君）2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）ただいま健康推進課長より報告がございました。41か所の公民館を対象に、これから様々な活動をより充実したものにしていくということで、やはり数値化してその結果を住民の方にきちっとお知らせして、住民の方のモチベーションを上げていく、それがひいては介護予防であったり、医療費削減であったりにつながっていくということで、とても素晴らしいことだと思います。

また、そういった専門の集落支援員さんを雇用して、そういった事業を専門的に行っていただくということでとても期待しております。

ちなみに、先進事例といいますか1件紹介したいと思います。

先月、2月27日付けの熊日に掲載されておりましたが、玉名郡南関町というところが県北にございますが、その総合型スポーツクラブ「A-life（エーライフ）なんかん」というところがありますが、10年ほど前から設立されて、住民の健康、それからスポーツ推進に取り組んでいらっしゃる団体が、先だって国の体力づくり優秀組織表彰ということで、全国から応募されて、その中で最優秀の文部科学大臣賞に輝いております。その総合型地域スポーツクラブがスポーツのほか、オリジナルの健康体操などに取り組んで介護予防や地域の交流拡大に大きく貢献したことが評価になっております。この南関でも数値化することが必要ということで、約10年間で65歳以上の1人当たりの年間医療費が43万円削減できたと成果をアピールしておられます。10年間ですね、1年間で4万円ぐらいの削減が数値として表れたということで、非常にこれはほかの自治体も参考になると思いますので、私どもの高森町もこれからする取り組みをしっかりと数値化しながら住民の方に伝

えていただくと助かると思います。

また、専門の集落支援員さんもそうなんですけども、今町内には様々な民間事業者の方、任意団体の方がいろんな機材とかを購入され、また補助を受けられて、いろんな場所で健康づくりに寄与されておりますので、そういった方々ともしっかりと連携を取って、行政だけではないでなくて、そういった民間の方々も連携しながら一緒になって町民全体の健康、福祉をサポートしていく姿勢をこれからもお願いしたいと思います。

また、健康づくりもそうなんですけども、いろんな方々にお話を聞くと、健康、スポーツも重要なんですけども、文化面での振興もお願いしたいという話をよく聞きます。その中の一つに、図書館が欲しいという話が以前から大分ありましたが、御承知のとおり高森町はタブレット図書館を進めていくということで、教育委員会のほうで今準備が進められていると思いますが、そういった読書、図書の充実に向けた取り組みについて、先般から教育委員会のほうで住民の方に対するアンケートを取られたということなので、そのアンケートの結果紹介と、それから今後電子図書館をつくり上げていく上で、現在までの進捗状況を教育委員会事務局長にお尋ねします。

○議長（佐伯金也君）教育委員会事務局長、緒方久哉君。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君）おはようございます。2番、津留議員の御質問に答えいたします。

まず、電子図書館、本町ではタブレット図書館としておりますが、これまでの取り組みについて御紹介いたします。

インターネットを通じて町民の方々が広く書籍等に触れる機会を提供することを目的に、令和2年1月に熊本日日新聞社と連携協定を締結し、まずは学校現場におけるシステムの構築と運用を行ってまいりました。令和2年10月より町立学校の児童・生徒に、タブレットを活用した電子図書及び教材を提供しておりまして、授業や休み時間、家庭学習において活用し、図書に触れる機会の向上に成果を上げています。

今年度よりこれまでの教育現場の取り組みと成果を踏まえ、町民向けに普及することを目指して次の準備に着手し、昨年7月に公募した町民20名の方に約1か月間タブレット端末を貸し出し、実証実験及び利用アンケート調査を実施しました。

次に、そのアンケートの結果について御紹介いたします。まず、コンテンツについての要望ですが、371作品の蔵書では足りず、「名作や小説、雑誌など幅広いコンテンツを読みたい」という意見が多くありました。また、よかった点といたしましては、「24時間どこでも本が読めること」「複数の電子図書がいつでもどこでもタブレットで読むことができ便利である」といった意見がありまして、さらに

は個人所有のスマートフォンなどの「端末を利用したい」という回答がありました。
以上です。

○議長（佐伯金也君） 2 番、津留智幸君。

○2 番（津留智幸君）ただいまアンケートの結果を報告していただきました。やはりいろんな分野の本、いろんな種類の本が見たいという住民のニーズがあるということ、それから機動的にどこにいても自分のスマートフォンを利用して図書が読みたいと、そういったニーズがあるということです。

やはりその図書に関しましても、自宅で見られるのもそうなんですけども、せっかくなら広い場所、ゆっくりできる場所で静かな時間を過ごしたいというニーズも他方ではあります。そこで、そういった場合でも公民館を利用してゆっくり図書ができるといった活用方法も考えられると思います。

先ほど申しましたその健康づくり、それから文化面、図書面一同に、公民館を利用して楽しんでいただきたいということで、私なりにどういったことが今後考えられるか少し考えてみましたので、資料をお渡ししておりますので、それに基づいて御説明したいと思います。

では、資料の 1 ページを御覧ください。子どもからお年寄りまで各世代が交流できる公民館ということで、今のところ年寄りの方が中心でよく利用をされてますが、それこそいろんな世代の人がいろんな時間帯を利用して様々な楽しみ方をやっていただく。そこで各世代間の交流ができるのではないかとということで、公民館が俗にいうアミューズメントパークみたいな形で皆さんの楽しみのよりどころということで、そういうふうな施設に今後なっていけばと思います。

どういった活動が期待できるかと言いますと、まず先ほど紹介ありました健康体操、それからボッチャなどの運動ですね。これは現在、集落支援員さんたちを中心に行われております。そして電子図書館、これも公民館でゆっくりしたスペースで静かな区画を仕切っても、いろんな人と読書の話がしたり、個人的に読書ができたりと、そういった活動も期待できます。

そして、高森町はオンライン交流がどこでもできるという環境がもう既にできておりますので、これをたくさん使っていただいて、それぞれの趣味に利用できますので、なかなかお年寄りの方はインターネットを使ってどうのこうのっていうのは難しいところがありますが、これはそれぞれの専門の人たち、知識の詳しい人たちがそれぞれの公民館で教えていったりし合いながら、囲碁であったり、将棋だったり、ゲームだったり、オンラインで遠く離れた人と交流ができます。

また、今どの家庭でもユーチューブとか見られていますが、そういった動画鑑賞も公民館で皆さん方が見たい番組であったり、例えばなかなか海外旅行には行けま

せんが、そういった海外の映像を見たり、旅行に行った気分になったりできますので、こういったネット環境を利用した動画鑑賞ということもできてまいります。また、多くの人たちが歌を歌ったりカラオケ大会をやったりとかもできますし、男の料理教室ということで、最近よく相談を受けるのが御夫婦で奥様のほうが先立たれて、男性の方が1人取り残されてなかなか食事面で男の手料理ということで、偏った食事になったりして健康面に不安があるということで、そういった方対象に料理教室をしたりとかも、こういったのもオンラインで、例えば役場の総合センターの調理室とそれぞれの公民館をつないで、リモートでの料理教室ができたりとか、そういったのも期待できます。また、公民館、年配者の方だけが利用するのではなくて、子どもたちもそれぞれの公民館を利用して、様々な活動をやっていただきたいということで、例えば夏休み、冬休みであったり、長期休暇のときに公民館に行って宿題をやったりとか、いろんな自由課題の勉強をしたりとか、そこには地域の方々がすぐそばにいらっしゃるので世代間交流もできて、お年寄りの方が子どもたちを見守りながらそれぞれ楽しかったり、充実した教育ができるということで幅広い世代の方が公民館に寄って、楽しく充実していただきたいなと思います。

また一方で、楽しむことについて公民館を大いに利用するのも大切なことですけども、もう一つ大切なことで、やはり災害時の避難所ということでそれぞれの公民館が避難所に指定してあります。小さな集落ですと二、三十人の住民の方が集まってどうのこうのとなるわけですが、やはり数多い集落の公民館ですと一度に何十人の方が、例えば公民館に避難されてきて、そのときやはり皆さん、今スマートフォンでいろんな情報を得たり、情報を発信されたりしますので、今後そういった公民館に多数の人が押し寄せた場合に、そのネット環境がどうなるか、ちょっと不安なところがありましたので、幸い4月から高森町は10ギガの回線がつながるということで、これは希望されるところがそれぞれ契約されるということですが、ここはぜひ、公民館にもそれぞれの集落が皆さんで話し合われて、使用料を払いながらも10ギガあれば災害時、避難されたときでも安心していろんな情報のやり取りができるということで、ぜひこれは町としても検討していただきたいし、それぞれの集落でもよく考えていただきたいと思います。やはりいざ災害が起きて、皆さんが公民館に集まって、遠くに離れている親戚の方、子どもさん、孫さんたちに、じいちゃんばあちゃん大丈夫ですよという連絡を、せつかく10ギガの回線がありますので、それぞれの住民の方々が例えばスマートフォンでラインで送ったり、例えば大型モニターで今の状況を、公民館の状況をいろんな方にお知らせすることが、10ギガあればこれは安心して使えることになります。

これは去年、私の地域で計画したんですけども、敬老会の際に公民館に敬老会

対象の方々が集まられて、その模様をそれぞれの家庭の子どもさん、孫さん、親戚の方々に動画配信をしたいねということで、ZOOMを使った敬老会ということで準備を進めていました。昨年もやはりコロナの影響でやはり一堂に会するのは控えようということで中断しておりますが、これはまた今後も続けていって、どんなに遠くにいる親戚の方でも今の現在のおじいちゃん、おばあちゃんたちの状況がわかるということで、これは進めてまいりたいと思います。

こんないろんな提案をしましたが、これもやはり各地区の駐在員さん、区長さん、それから民生委員の方々、そして集落支援員の方々、あとは行政だけではなく民間の事業者の方の協力も得ながら、このコンテンツのどういったことができるのか、コンテンツの内容、それから運営方法などは皆さんで協議していって、公民館に行けば楽しく過ごせるということで、こういった活動を皆さんで考えていただきたいなと思います。

そこで、政策推進課長にお伺いします。仮に10ギガバイトの回線が各公民館にもつながったと想定して、例えば、災害時の避難状況において、これまで以上に得られる効果であったり、また安心感、そして様々な活動ができるということで、老若男女が利用する公民館、アミューズメントパークといった形になればいいと思いますが、政策推進課としてのお考えを聞きたいと思います。よろしく願いします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）おはようございます。2番、津留議員の御質問にお答えいたします。

まず、10ギガバイトの回線と現状の1ギガバイトになりますけども、その回線との違いについて簡単に説明させていただきます。

使用するパソコン等の機器の性能にもよりますけども、約2時間の映画、10本分の動画をインターネット上からパソコンなり、タブレットにダウンロードする場合、最大値で通信環境がとても整っている状況で、現状の1ギガバイトの回線では最大7分程度かかります。これが10ギガバイトになりますと最大値で40秒で完了いたします。単純に10分の1になるということになっております。川に例えますと、川幅が10倍に広がることで、一度に大量の水を流すことができるように短時間で大量のデータを送受信することが可能となります。

これを踏まえまして、お尋ねのありました各公民館に10ギガバイトの回線が繋がった場合に得られる災害時などでの郊外安心感につきましては、各公民館で回線の環境の整備が行われると、Wi-Fiやインターネット回線を介しての通話や通信を公民館に避難してきた方が一斉に実行したとしても問題なく接続することが

できまして、災害時の地域の情報発信、情報収集の拠点基地となることは間違いのないと思われます。

さらには公民館アミューズメントパークの実現の可能性についても、ただいま各公民館で行われておりますeスポーツとかですね、それ以外にも仮想空間を利用しましたメタバースや、全世界の人たちとリアルタイムで対戦するオンラインゲームなどの大容量を使いますデータ通信を行う多種多様なコンテンツの利用も可能と思われます。

ただ、一言申し上げますと、現状の1ギガバイトの回線でも昨年11月に全地区の公民館で実施をいたしました防災フェスで問題なく通信できておりましたので、先ほど津留議員が言われました敬老会のネット配信にも同じですけども、現在公民館等で行われている活動には十分対応できるものと思われます。

以上です。

○議長（佐伯金也君）2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）1ギガバイトの現在と10ギガバイトの将来というか未来に仮定しての比較ということで御紹介いただきました。確かに防災フェスであったり、限られた人が集まってからの使用状況であったときと、実際災害が起きて、皆さんがわっと一同に押し寄せてきたときの差というのは、それはやはり起きてみないとわかりませんし、よりよい安心感を持つということで10ギガバイトの回線もそれぞれの公民館に普及していったほうが、より安心感につながるのではないかと思います。

いずれにせよ、こういった公民館活動をですね、先ほども言いましたが行政、民間、そして地域の方々と協力しながら、よりよいものをつくり上げていくべきだと改めて思いました。

さて、2つ目の項目に移ります。質問事項のほうに認可地縁団体制度ということで、私もこれ最近になって初めて知りました。現在その各集落で所有しておられます財産、不動産であったり、そういった財産を維持管理する上において、共有ですので皆さんそれぞれ持ち分の名義、何十人分、何百人分の名義で今維持管理されておりますが、御承知のとおり高齢化、そして住民の減少ということで、いざこの共有財産を処理する場合に、基本的にはそういった財産の権利がある人たちの承諾、全員分の承諾がないと次のステップに移れないということで、それぞれの集落で今問題を抱えていると聞いております。山林であったり、原野であったり、土地であったり、それから建物であったり、様々な財産が共有されておりますが、なかなかいざ、例えば、山林をちょっと切り開いてそこに新しいものを持ってこようとする場合は、それぞれ所有者の承諾書の印鑑が必要になりますが、現在、その所有者の

何人かが今はもう御存命ではないと、後継者の方も高森町には住んでいらっしゃらない。ましてやもうどこにいらっしゃるかも追跡できないといった場合、そういった場合、今後その集落の財産の維持管理、処理を進めていく役員の方々がとても苦勞をされております。私の集落ももうすぐ共有する原野の管理についてどうしようかということで、数年前から頭を悩ませておりました。そういうときに、民間地縁団体制度があるということを少し耳にしましたので、この制度について、まずは生活環境課長よりこの制度の仕組みなどを紹介していただいて、住民の方にその制度を周知してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐伯金也君）生活環境課長、津留大輔君。

○生活環境課長（津留大輔君）おはようございます。2番、津留議員の質問にお答えします。

お尋ねの認可地縁団体制度について、制度の概要と本町における認可地縁団体設置の状況を御説明させていただきます。

制度の説明ということで、なかなか口だけで説明するとわかりづらいなというところがございましたので、今回は私も資料を紙でつくって準備しております。お手元に配付しております資料を御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

資料の1ページ、認可地縁団体制度とはを御覧ください。地縁団体と認可地縁団体の違いについてまとめております。まず、地縁団体とは、左上に書いてありますとおり、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、一定区域に住む住民の自主性により組織された団体のことでございます。区や自治会、町内会などが当てはまります。

次に、左下を御覧ください。しかしながら、地縁団体は任意団体でありますので法人格がございません。そのため団体名義での所有権登記が不可であり、共有財産は仕方なく代表者名義や共有による持ち分登記などを行ってきた経緯があり、古い登記名義などが未相続で残っている場合などは、土地取引に支障を来すことがありました。

右上を御覧ください。そのような問題を解消すべく、認可地縁団体制度が平成3年4月に地方自治法改正により法制化され、法人格を所有することができるようになりました。資料の矢印の流れで示すとおり、町による認可、告示を経ることによって、法人格を持つ認可地縁団体となり、団体名義での登記が可能となりました。

2ページ目を御覧ください。認可地縁団体になるためには、4つの条件がございます。上から順に、1つ目、目的があること、2つ目、区域が客観的に明確であること、3つ目、構成員として相当数の区域住民が加入していること、4つ目、規約

を定めていること。以上の4項目を満たすことが認可の条件となります。右の列に具体例として挙げているとおり、地域の環境整備などの共同活動を目的とし、行政区等過半数以上の住民が加入し、規約を定めていれば認可地縁団体になることができます。

3ページ目を御覧ください。認可地縁団体設置のメリット・デメリットについてまとめております。大変よい制度ではありますが、多少のリスク、デメリットも伴います。主なメリットとしては、これまでの説明のとおり、法人格を取得できて団体名で保有資産の登記ができるということです。なお、共有地の登記の中に古い名義人が残っていても、特例により登記が可能となる場合もございます。ほかにも構成員に変更があつて、登記上の手続きが不要といったメリットがあります。対するデメリットとして、少なくとも年に1回は総会を開催しなければならない。区域内に居住する住民の加入を拒むことはできない。登記財産の持分権を主張することはできない。規約や代表者を変更するたびに、町へ届け出が必要で事務手続きが多くなるといったようなことがございます。

以上のメリット、デメリットを踏まえた上で認可地縁団体の設置を検討する必要があります。

4ページを御覧ください。最後に、本町における認可地縁団体の設置状況について御説明いたします。設置団体数は現在12団体ございます。設置団体の内訳は、行政区単位での設置が7団体、集落単位での設置が5団体となっております。任意化地縁団体の設置理由としましては、既存の集会所等の共有名義用地を団体名義に登記変更するためや、公民館を設置するための土地を購入し、地域の共有財産として団体名義で新たに登記するため、また、共有財産を売却する準備として団体名義に登記変更するためといった理由が主なものとなっております。

以上になります。

○議長（佐伯金也君）2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）ただいま課長のほうから団体設置のメリットとデメリットをわかりやすく説明いただきました。やはりこれはそれぞれの集落が抱えている深刻な問題であり、こういった制度を周知していただいて、スムーズに次の世代へ継承できるように今のうちからそれぞれの集落が準備していただきたいと思います。

最初に申しました公民館活動、そしてこういった共有財産の件、それぞれやはり集落内での十分な話し合いが必要になります。集落内でも様々な意見が出て、なかなかそれを一つに取りまとめるということは苦勞が多いことなんですけども、やはりこういった大切な物事を決めるときの話し合いをするときにおいてでも、そういうときこそ集落支援員さんたちが出向いていかれて、会のスムーズな進行であった

りのアドバイスををしていっていただけたらと思います。

最後になりますが、それぞれ住民の皆さん方が楽しく、そして健康に暮らして
いて、次の世代に安心してバトンタッチができるように、住民の皆さんも一緒に真
剣に考えていっていただきたいし、行政に携わる人たち、そしていろんなノウハウ
を持った皆さんたちの力を借りながら、皆さん総出で次のことを考えていって
いただくとありがたいなと思います。

それでは、私の質問をこれで終わります。

○議長（佐伯金也君）津留議員、最後に町長に総括して御答弁はよろしいですか。

○2番（津留智幸君）では、リクエストに応じて、町長よろしくお願いします。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議長からの御指示ですので、議会で認めていただいたので通告に
は載っておりませんが御答弁をさせていただきます。

大変ありがたい質問をいただきました。議員も4年間活動されておわかりだと思
いますが、今最後に的確なことを言われたんですが、やはり高森町というのは、ど
この基礎自治体そうですけど、やはりとりまとめるのは非常に難しいと、私も12
年間させていただいて感じました。その地域に先輩がいて、昔の流れがあって、若
い世代がいて、そしてさらに子どもがいて、子どもの世代がいらっしゃるし、子
育てのお母さんたちもいらっしゃる。やはりその中で、時代も大きく動いていく
中で、とりまとめをするために実はずっと狙っておりました40数か所の公民館を
一気に新築化、改修すると。それも時代に沿った、夏は涼しく冬は暖かい。つまり、
いつ行っても人が集える形にするというところを、熊本県の、阿蘇品課長いらし
やいますが、県の全面的な補助金をいただいて、高森町1円もお金を払わずに改修
ができました。ただ、改修する段階で、もうこれ以上はやらなくていいと、ここま
でだと言われる地域もあれば、全面的に改修される地域もあったし、さらに地域で
お金を追加して、別の機能を入れられるところもあったというところで、本当にこ
の公民館を介護拠点整備事業で全部改修新築できたのは、これは次の高森のこの小
さな自治体の次のステップに向かうのに、本当にベースができたと思います。ボッ
チャだったり健康づくりだったりいろんなことを各課がなされておりますし、各議
員さんもお手伝いをいただいております。そこに今度はこの任期中に、皆さんが任
期中、私もそうですけど、この10ギガを導入するというのは全国で多分初めてだ
と思います。通常のサービスで10ギガを契約しようと思えばできるというところ
がですね、10ギガの魅力というのは、私も使ったことはありませんし、ほとんど
普通の方使われたことがないんですね。ですので、よく今説明してもわからないと
思いますが、議員がおっしゃったように多くの人が集まったとき、何もなく通信が

できるというのは本当に大事ななと思います。

当然、公民館を図書館も含めた活動の拠点にできるというのは、すごくアミューズメント構想いいと思いますけど、タブレット図書館は熊日新聞社の方と一緒に共同で進めておりまして、これも県のモデルとして一緒にやっていきたいということで、ただ課題は、議員も御承知のようでたくさん出てくると思います。出てくるのを承知の上にこれはスタートして、結果的にアンケート結果で出たものは、もともと想定していた課題、多分こうだろうというところが今出てきていたということです。ですので、これではっきりわかったのは、議員が御指摘いただいたように、提案いただいたように、タブレット図書館は環境がよくて公民館等にどんどん集まる状況があればですね、皆さんは楽しいなと使われる、すごく便利だ。でも家に持って帰って携帯でも見たい。ただし、一方ではもっと図書館という、通常の図書館の部分がしっかりどこかに欲しいなという町民のお声というのは、これで初めて担保が取れたというよりも、やはり住民の皆さんが要望されていた声っていうのは、正解だったなということがこれではっきり位置づけができたこの4年間じゃないかなと思います。以前の答弁でお答えいたしました町の規模に合わせた、身の丈に合った図書館をきちっとつくるということ、プラス、皆さんが集まられたり、デジタルで見れる図書館もつくるということがこの町の規模では私は最高かなというふうに思っております。

ちなみに、熊本地震後にツタヤさんがなされている、例えば佐賀県武雄市の樋渡さんがつくられた図書館ですね、多くの民間企業が入って、やはり南阿蘇高森につくった場合、仮ですけど積み上げた場合、年間1億円から1億5,000万円委託費がかかるんですね。地元の雇用はゼロで、なおかつ地元の本屋さんが本を入れるかという全部ツタヤが入れる。じゃあ何がメリットなのかと言うと、やはりそこに多くの人が集まると。やはりそれから次の展開を考えていかないと、ああいう投資というのはなかなか身の丈に合っているのかなというところはあると思いますので、今後高森駅が、これから1年後ですか、全部きれいになってあの辺り無電柱化になって、ランドマーク的になって、そして湧水トンネルがあります。あの辺りがもっと高森駅から歩いていたり、便利なこの行き来ができるようになれば、次の段階で多分そういう議員がおっしゃったようなところも出てくるかなと思います。

空き家対策も含めて、六十数か所、熊本県解体業組合が無料で壊していただきました。これも含めて、議員もおわかりだと思いますけど、よく今聞く町民のきれいにはなったけど歯抜けのようになったと、間がなくなってそれも寂しいと。ただし、虫歯よりもまずは抜けてた段階のほうがいいと思います。虫歯はどんどんどんどん

景観もそうですけど、何か台風があったり、何かあったりした場合には、本当に倒壊する恐れがある建物がたくさんございましたので、ここが第一ステージで、やはり次のステージを議員がおっしゃるように、議員の皆さんも含めてですね、若い次の世代の考えもどんどん入れながらやっていくべきかなというふうに思っております。

地縁団体に関しては、これをわかりやすく言いますと、この認可地縁団体の制度をいい形で使っていただければ、議員がおっしゃるようなこれまでの地域の中での軋轢だったり、何とかというのがなくて、まずはやりましょうというところに全面的に行政のバックアップができると思います。そのベースはやはり認可地縁団体というのは一つの手法として非常にこの小さな町ではいいのではないかなと私も思っておりますし、現在、町の中にも課長が答えたように何団体もありますので、この認可地縁団体とは何ぞやと、これになれば何かできるのかと、そして俺たちが、私たちが何が便利になるとかというところを、ぜひ議員の皆さまがかみ砕いて、例に例えて地域に伝えていただく。そして、集落支援員さんも健康づくりがメインではないんですね。集落支援員というのは総務省の制度ですので、政策推進員みたいな形なんですね、地域政策推進員、地域コーディネーターというのが集落支援員さんですので、そういう方が一緒になって認可地縁団体のメリットとデメリットも含めて、きちんと地域に御説明をしていただくところに議員さんという存在が一番大きいと思いますので、ぜひ各地域から議員さんは立候補されて当選されておりますので、しっかりそのあたりも御協力を今後いただければ、よりよい高森町、次の世代にきちんとバトンが渡せる高森町になるベースができてますので、私はいい方向に進むのではないかなと思います。

今日、議員が御提案いただいた次のステップの話は本当にありがたいし、ここにいる若い課長が、若い管理職がしっかり議員さんの提案を聞いた上で、これから一緒になって、皆さんと一緒に進んでいっていただければいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 申し訳ありませんでした。

津留智幸議員の質問時間が少々残っておりましたので、議長権限として最後に町長のほうに御答弁をいただきました。本日は老人会皆さん方も傍聴しておられますので、将来のことですから重要だったと思って町長のほうに答弁をしていただいたわけでございます。申し訳ございませんでした。

2番、津留智幸君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） それでは、11時05分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（佐伯金也君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） こんにちは。4番、牛嶋です。今議会で最後の一般質問になるかと思うので、また6月議会で私がここに立っている保障もございませんので、今直近で気になっていること、質問をしておきたいと思うのでよろしく答弁のほうをいただきたいと思います。

今回の一般質問は今議会最後となりますが、本年1月5日付けで令和5年度町営住宅入居補充者の募集が回覧されております。希望の方は記載要項に従い、入居の申込みを行ってくださいということでございます。3月異動の時期でございますので、いろいろ出たり入ったりの異動等もございますかと思うので、そこら辺りの中で二、三気になった点がございましたので、そこら辺りを一応御確認をしておいて質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

要項の中に幾つかございますが、11までいろいろ要項がございます。その中で3番目に入居者の資格及び条件ということがございますので、以上、その中に3項目ほどございます。まずはその3項目を行政のほうから確認をしていただきたいと思いますので、まずはそこを再度、住宅係のほうから説明をいただいて次の質問に移りたいと思いますのでよろしく。これは住宅係、高崎審議員のほうが担当かと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐伯金也君） 建設課審議員、高崎康誌君。

○建設課審議員（高崎康誌君） こんにちは。4番、牛嶋議員の御質問にお答えします。

町営住宅の入居資格としましては、基本的に次の要件を満たしている方になります。1、現に住宅に困窮している方、2、町内に住所を有する方または町内に職場がある方、3、60歳未満の方は同居者がいること、4、世帯の所得額合計が一定の基準以下であること、5、町税等の滞納や暴力団関係者でないこと、以上が入居資格となりますが、特例として自宅が災害などに被災し危険な状態である場合や、DV被害の避難により入居させることができるとされております。なお、町営住宅の中には、特定公共賃貸住宅と貸し付け住宅が一部ありまして、こちらは世帯所得の上限にかかる基準が緩和されており、所得中間層の世帯の入居が可能となっております。

続きまして、入居に際して必要な書類等としましては、町内在住で本人と同等程度・以上の所得がある方をお二人保証人となっていただくことと、家賃の3か月分の敷金を納めていただくこととなっております。また、これに加えて、入居者は住宅や共同施設について必要な注意を払い、正常な状態において維持し、住宅の又貸しや住宅以外の用途に使用してはならないとされております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）今、おおまかに抜粋していただきましたが、その中で幾つか確認をしたいと思います。

まず1つに、入居者の資格条件として60歳未満の親族がある方ということになっておりますが、60歳以上の方は単身でも入られますか。また、寡婦、ひとり親世帯については証明できるものの書類とございますが、ひとり親世帯は父親、母親、どちらもよろしいのか。それと保証人にあっては2名という、保証人の件で少し詳しくいきたいと思いますので、まずは60歳以上の方は単身でも入居ができるのか、また寡婦、ひとり親世帯については、父親、母親、どちらでもいいのか、その2点をお願いいたします。

○議長（佐伯金也君）建設課審議員、高崎康誌君。

○建設課審議員（高崎康誌君）4番、牛嶋議員の御質問にお答えします。

まず、60歳以上の方の単身入居は可能です。また、ひとり親につきましては父親世帯、母親世帯、両方入居が可能となっております。

以上です。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）60歳以上は単身でも可能、寡婦、ひとり親世帯についてもですね、どちらでも可能ということでございます。

次に、3番目に連帯保証人が2名必要ですということですが、まずはこれに出してはなかったんですが、連帯保証人に関して、連帯保証人になられた方が現在死亡しておられない、保証人として成り立たない場合、こういう場合の取扱いは今高森町としてはどういうふうになっているか、ちょっとそこをもう一つお願いしたい、答弁いただきたい。

○議長（佐伯金也君）建設課審議員、高崎康誌君。

○建設課審議員（高崎康誌君）質問にお答えします。

公営住宅の保証人につきましては、町営住宅に入居されてから数十年になる方も多くおられることから、その間に保証人が亡くられる方もいらっしゃると思いますが、その場合に、新たな保証人を出していただくことを求めているのが実情です。こ

れは、若年層の入居者にとって新たな保証人を見つけるのは比較的に大きな負担にはならないかもしれませんが、高齢の入居者にとっては、新たな保証人を確保するのは大変困難なことだと考えているからです。加えて、高齢で入居期間の長い入居者に保証人が亡くなっているケースが多いのは当然なことだと思います。

近年、特に町営住宅に入居しようとしている方から、保証人が見つからないと困り果てて相談に来られることがあります。それでも何とか保証人を見つけていただいておりますが、数年後、数十年後にこの保証人が亡くなられたので、新たな保証人を出していただくよう求めるのは、入居者を苦しめ、追い詰めることになりかねませんのでこのような対応を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） 私も30数年前は住宅にお世話になった1人でございます。そのときも保証人をお願いするのに大変苦労したことを覚えております。また、私も今現在保証人になっておるという立場でもございます。なかなか保証人をお願いするのは難しいことかと思っております。

続いて、今60歳以上の方の単身可能かということで、可能ということでございましたが、高齢者等が入居されるにあたって、全国の低所得者に貸す公営住宅を運営する自治体1,668自治体の76.6%に当たる1,277自治体が入居の条件として連帯保証人を条例で規定しているとあります。ただし、国土交通省が2018年、5年前ですね、から以上、規定廃止を自治体に要請、応じず保証人規定がある自治体は1,277のうち918自治体はまだ高齢者、障害者、生活保護受給者は保証人の確保を免除するという場合がございます。保証人をなくすことで家賃の滞納が増えることを懸念することは理解できますが、熊本県熊本市は連帯保証人の規定がないということでございますので、一応御相談をさせていただきたいと思えます。

また、今後単身高齢者は増え、持ち家がなく、貯蓄や年金など老後資金の貧しい方はまた増えるかと思えますので、また住宅の確保も難航することが考えられることから、高森町としてどういうふうに対応されるかということをお願い、確認をいたしたいと思えます。

まさにですね、昨日、休憩時間に国会中継を見ておりましたら、国会中継で公明党の議員が岸田首相にちょうど質問をしている時間にあたりまして、同じ質問でございます。国交省に住宅支援セーフティネットの状況を質問されておりました。国もそういうふうには保証人問題をどういうふうにするか、まだ進んでいないということも質問されておりました。高森町もいろいろ住民に優しいまちづくりをつくって

おられるということであれば、そこら辺りを現にいろいろ検討されるということをお願いしたいと思いますが、国土交通省通達を保証人問題について協議をされたか、もしくは今後される予定はあるのか、そこをお答えいただきます。

○議長（佐伯金也君）建設課審議員、高崎康誌君。

○建設課審議員（高崎康誌君）御質問にお答えします。

公営住宅の保証人につきましては、国は公営住宅に入居を希望する身寄りのない単身高齢者などが保証人を確保できず困っているため、公営住宅の管理にかかる標準条例を改正して、住宅に入居する際に保証人を求めないこととされました。しかしながら、現在、熊本県下では熊本県と3市町だけが保証人を求めないこととし、本町を含めたそれ以外の市町村では、依然として保証人を求めるものとしています。

これは、町営住宅が一部の住宅を除いて低所得者を優先的に入居させることとなっている。そのため、民間住宅と比較して安価な家賃額に設定されていますが、それでもどうしても家賃を期限内に納めることが難しい方もいて、最終的には保証人に御協力をお願いするしかないことが考えられることから、多くの市町村で保証人を廃止することについて躊躇されているものと思われます。

公営住宅は民間住宅とは違い、国民を救済する最終セーフティネットとしての役割があり、家賃を期限内に納めない方に対して、その原因に組むべき理由などがあれば安易に明け渡しを求めるべきではないと思われます。そのため保証人の存在がとても大切であり、本町においても当面は保証人を求めるものとしませんが、保証人を廃止するなら、国がこれに代わるような社会保障制度を構築して、公営住宅に適用するような仕組みが必要になると考えております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）なかなか保証人の問題は難しいかと思います。先ほど申しましたように、国のほうも住宅支援セーフティネットに関して質問等が飛ぶように、国の施策が決まれば、自治体のほうにもいろいろ環境が変わってくるかと思うので、一応こういう質問が上がっている、お願いも申し上げているということでもいろいろ協議を今後されることを希望しておきます。

次に、移住定住に関して質問をいたします。多くの自治体でも人口減少に歯止めがかからない中、いろいろ手を打っておられると思いますが、移住定住の方策を立てて実行されている高森町の現状はどうなのかということを確認しておきたいと思っています。

まずは、町外から高森町へ転入された方の人数、大まかでよろしいですが。また、今まさに異動の時期でございますが、高森町からほかの自治体へ転出をされた方は、

今現在でございまして、大まかにいただきたいと思います。これは政策推進課長にお願いいたします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）4番、牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

お尋ねのありました高森町への転入者数は、集計によりますと令和3年が218人、令和4年が282人であり、ここ2年の合計は500人となっております。

また、高森町から町外への転出者は、令和3年が295人、令和4年が269人であり、ここ2年の合計は564人となっております。転入に対し、転出の人数が上回っている状況です。

また、移住の状況ということで付け加えさせてお答えさせていただきますけれども、移住の届出に関しましては義務がありませんので、正確な把握が難しい状況でございますけれども、政策推進課のほうで現在実施しております空き家バンクのほうの成約状況でお伝えいたしますと、令和3年度が5件、令和4年度も5件で、合計15名の方がこの令和3年と4年で移住定住されている状況となります。

以上です。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）ありがとうございます。

転出、転入は500名前後、564名と転出のほうが多少多いかと思いますが、空き家バンクの件で、今5件、5件と計10件入居があったということでございますが、令和3年度の当初予算で単独事業といたしまして、空き家改修移住定住促進事業が盛り込まれております。トータルで650万円。この成果について答弁をいただきたいと思います。この650万円を使って空き家改修の定住を目指した工事等が行われたか、またそれによってこられた方がおられるか、そこら辺りを答弁をお願いいたします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）4番、牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

空き家改修移住定住促進事業について、お答えいたします。

こちらの事業に関しましては、令和3年度の当初予算で計上させていただいた事業となっておりますが、実際事業の実施はございませんでした。その理由につきましては、対象物件の選定までは済んでおりましたが、物件の耐震改修の必要性が確認されたことに加えまして、コロナ禍によります木材の高騰、並びに必要な資材の調達ができないこともありまして、年度内の事業完了が見込めなくなったため、最終的には令和4年の第1回定例会、議案第20号、補正第15号で減額させていただきます。

以上です。

○議長（佐伯金也君） 4 番、牛嶋津世志君。

○4 番（牛嶋津世志君）空き家改修事業、せっかくいい事業だったのですが利用されていないということで残念かと思います。

また、令和 4 年度に高森町一般会計補正予算（第 6 号）で、ふるさと納税活用事業で、ふるさと応援高森町下宿業創業対策支援事業補助金等が組まれておりますが、空き家を改修するのに、こういうふるさと納税補助金を利用して活用ができないか、空き家をこれのふるさと納税活用資金を利用してでも空き家を改修して、民間のほうで管理をやる。単独事業で、令和 3 年度の単独事業が町が管理をするという内容の補助金でございましたが、令和 4 年度のふるさと納税活用事業では、これは民間に補助金を出して民間が活用する。今空き家で一番ネックになっているのがトイレですね、便所の水洗化、汲み取り化の住宅がほぼ多いのでなかなか借り手がないとか、床が畳張りをフローリングがいいという若い人が借りにくいというような、そういうような状況でございますので、できればそういうふるさと納税の活用事業の一環として、そういうのを利用できないか。

また、昨日ですね、予算に出ました未来のまちづくり事業継承基金設置条例の中に、4 番目か、あれに町長の見解でそういう事業が可能であるという 1 項目がございましたので、そこら辺りを今後活用が可能になるか、または活用を目的とした改修等を行って、個人の住宅のという改修にお金を活用、予算を回して空き家対策を充実させていただきたいと思いますが、そこら辺りの今後の提案とはなりますが、我々もあと今月いっぱい、来月の中で一応任期がございますが、町長も今後どうなされるかわかりませんが、今現在の町長の見解として、こういうことをできないかということを伺って、町長の見解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐伯金也君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 牛嶋議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税は、空き家対策に活用できないかということで、任期が差し迫っている中で今回基金を 3 本、議会に上程をさせていただいた大きなわかりやすい理由は、私も含めて議員さんも改選になりますので、これが継続、今の方向性をきちんと継続していただくために、大事なことはお金の部分、つまり予算がなければ何もできませんので、その基金をしっかりと、これからは私たちも含めて活用できるベースを今回つくるために基金を提案させていただきました。その上で現状としての考え方として、まずこれは目的で違うと思います、議員。議員がおっしゃった今回下宿支援のための提案だったわけです、教育委員会の提案はですね。つまりそこには

教育の学ぶ環境だったり、県立高校は公立高校ですのでやはり公的な高校の支援というところですので、民間の一個人の方の住宅のトイレを改修したり、解体をするというのと目的、目標が違うと思います。ですので下宿の施策に関しては、横に置いて話をさせていただきたいと思います。

実は、ふるさと納税に関しては、私はこれは議員、これを使うのは非常に適さないのではないかなと思います。理由は一般の個人の住宅の改修だったり解体、もしくは改修費用にふるさと納税を充てるというのは、これは目的寄附の意味も含めて非常に合わないのではないかなと思います。

じゃあどういう形だったら合うのかと言いますと、当然寄附された方の気持ち、目的があると思いますので、それに沿う形でやるとするならば、実は現在、国土交通省、国がこれは事業を出しております。空き家対策計画というものを町がつくらなければいけません。これは例えば熊本市になると、都市再生整備計画という名称になるんですけど、高森だったら地域再生整備計画、つまり空き家対策計画を作成した上で、その作成のベースを基に議員がおっしゃる解体、もしくは改修ができる事業がございます。これは来年期の議員さんからやはり議員提案でもどんどん出していただくべきかなと思いますが、実は大きな自治体はやりづらいと思っています、私は。なぜならこれは地域を限定しないといけない、この計画づくりで。非常に例えば大きな市だったら、地域がたくさんあるので非常に難しい。小さな自治体は逆に言うとやりやすいのではないかなというふうに思います。この計画づくりはかなり大変でありまして、小さな自治体が例えてやるとするなら、地域おこし協力隊の方と役所の方が一緒になってつくっていくとか、そういうところが必要で、そのデータ、つまり元になるデータをこれまで高森町は積み上げてきておりますので、やろうと思えばこの計画策定はできるというふうに踏んでおります。この計画策定ができれば、空き家再生等推進事業、これは除去事業タイプと活用事業タイプと分かれて2つあります。除去事業は、民間の個人の建物、つまり解体するということですね。活用事業は、解体した後何か憩いの場をつくる、もしくは古い古民家的な建物を改修して、新たな形で運用をします。もちろん用地は含まないんですが、この2つの事業は非常に使いやすいというふうに思います。補助率も非常に高く、国が2分の1出したり、例えば国が、民間で個人の方が申請されても国費が5分の2、町が5分の2、民間が5分の1、つまり個人が5分の1、これで解体ができる。ただしその前段で、町が空き家対策計画をきちっとつくつとかないといけないというところがあります。ですので高森町は今、そこを来年度以降計画するベースはでき、基本はできておりますので、データが揃っておりますので、この空き家再生等推進事業を使うべきかなというふうに思っております。これは実は熊本県もですね、

熊本県空き家活用促進モデル事業補助金というのを出しておりまして、これはモデル事業なんですけど、これも国が2分の1、熊本県が4分の1、町が4分の1、自治体やる場合。民間の個人の場合は、民間が3分の1、国が3分の1、県が6分の1、町が6分の1ということでこの事業ができます。ですのでそういう再生計画をきちんと立てた上で、国土強靱化計画地方創生計画にそこを組み込んで、一つのパッケージの計画にした上で申請をする、そしてその部分の町の部分にふるさと納税を充てるというのは、非常にふるさと納税の目的寄附としての合致というのは達成できるのではないかなと、納税していただいた皆さんにこういう計画のもと、こういう目的、目標のためにやりましたということがきちんと言えるのではないかなというふうに思っております。

来年度、R5での申請というのは多分もう申請はですね、これは実は社公金なんです。つまり防災安全交付金なんです、それも。今橋梁だったり道路に使っている、この道路の枠が防災安全交付金で道路の枠を今どんどん国土交通省も含めて、違う地方創生系の枠に変えてきてますので、逆に言うと、採択はできるかもしれませんが、同時に道路事業もやっていかないといけないので、そのバランスっていうのはしっかり考えてやらなければいけないかなというふうに現時点では思っているところです。

この事業を議員、推進されとするならば、R5、来年に高森町が再生計画をつくらないと、R6年にできません。中心を設定するのは高森町だったらやりやすい、色見でもやりやすい、野尻でも草部南部でも北部でも真ん中がありますので、計画はつくろうと思えばつくれるのではないかなというふうに思います。ですのでぜひ、また議員さんから議員提案として、その制度も読み込まれた上で、法も制度も読み込まれた上で、細かい提案を各職員の皆さんにやっていただくと、ただやれではなくて、非常に具体的に具現化してくると思いますので、議員もぜひそういう方向性で考えていただければ、大変有意義な御提案だったと思います。よろしく願います。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）町長の答弁、ありがとうございます。

町長の言葉として、今空き家対策計画等のそういう計画がやればできるということで、大変安心しました。先ほども申しましたように、我々が6月にここに立っているか立っていないかもはっきりわかりませんが、もし次の議員さんたちがそういう対策を熟知されて、担当課職員あたりとまた計画ができればお願いしたいと思いますし、もう私ももしかしてここにおれば、今度は各担当課と相談して、なるべく

こういう計画があるなら進めていって、空き家対策、また移住定住に結びつくように頑張りたいと思いますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐伯金也君） 4 番、牛嶋津世志君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前 11 時 42 分